

講演 **どうなる
最低賃金!**

受講無料

**賃金・退職金制度のセミナーを開催します
積極的なご参加をお待ちしております**

愛媛労働局では、変化する経済社会情勢に呼応して賃金・退職金制度の改善・見直しを行おうとする企業を対象に毎年2月に「賃金・退職金セミナー」を開催しております。

本年度につきましては、平成19年12月5日に最低賃金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正を含め最低賃金制度を中心にセミナーを開催しますので、企業の担当者の方のご参加をお待ちしております。

- ・開催日時 平成**20**年**3**月**3**日(月) 午後1時30分～午後3時30分
- ・開催場所 ピュアフル松山勤労会館 5階白鷺の間 (松山市宮田町132)
- ・セミナーの内容 講演 **「どうなる最低賃金!」**
講師 愛媛労働局労働基準部賃金室長 藤原 義 男
- ・申込み先 愛媛労働局労働基準部賃金室 (松山市若草町4-3)
(Tel 089-935-5205) (Fax 089-935-5247)
- ・申込みのお願い 受講料は無料ですが、お申込みは会場の都合等もありますので、事前にFAX又は電話にて賃金室あて2月20日(水)までにご連絡方お願いいたします。
専用駐車場が狭隘ですので、申し添えます。

賃金・退職金セミナー参加申込書

申込先 愛媛労働局賃金室
FAX 089-935-5247

事業所名		出席者 職氏名	
所在地		電話番号	